第二表

改正後	改正前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　略］ 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号までについては、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　同上］ 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号までに係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号までについては、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　［同上］

第三表

改正後	改正前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　略］ 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　同上］ 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　［同上］

附　則

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は同法の施行の日から、第三表に係る改正規定は同条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。